

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-28

## 〔紐育法典〕第十四編 留置権

(発行年 / Year)

1910

細育法典第十四編 留置権

第二章 抵當

第一節 抵當總則

一六〇・八 加リヲオルニヤ法典二九一九ニ掲ケタルモト同レ

一六〇・九 加ニ九ニ〇

一六一・〇 加ニ九ニ一

一六一・一 加ニ九ニ二

解任  
スル後轉  
スル付證明  
ヲ許ス

解任條件ニ服スル移轉ヲ為セル事實ヲ證明シ  
テ、其後轉ハ抵當ノ為メニセラルモノナルコト  
ヲ證スルヲ得證明書ニ文言ニ此事實現ハレサル  
モ可ナリ。但後ニ通知ヲ受ケヌシテ有償ニ取得  
レタル買主又ハ負担權者ニ對シテハ此限ニア  
ラ

法典調査會

ラス

一六一・三 加ニ九ニ四

一六一・四 加ニ九ニ五

一六一・五 加ニ九ニ六

一六一・六 加ニ九ニ七

一六一・七 加ニ九ニ八

抵當  
人ニ對  
テ苗置  
權ナリ

抵當ハ抵當實行ノ後ニ抵當入主ノ業達人ノ手  
アル相當財產ノ上ニ存スル苗置權ナリ。但善  
意ニシテ通知ヲ受ケヌ且有償ニテ之ヲ取得レ  
タル買主又ハ負担權者ニ對シテハ此限ニアラ  
ス。又本章第二節ニ規定セル場合モ此限ニアラ

一六一・九 加ニ九ニ九

ス

抵當六相  
當取主二  
占有一權  
ヲ典ヘス

抵當ハ抵當取主ニ財産ヲ占有スルノ權ヲ與ヘ  
ス然レトモ抵當實行ノ後抵當入主ハ新ナル約

1

因チ得テ占

14-1

卷之三

## 第二節 不動產抵當

創編圖說一六二三

不動産相場は只捺印せん書類より不動産  
譲りの必要ナル方式にてリテノ之ヲ創設

更新又ハ延長スルコトヲ得

一六四

四  
一  
二  
三

二六五九二九四〇

不重音相膚，不重音發言，以一方法而之。發音已入耳口，則勿與口持，此爲當口為之。

卷之三

備付ケタル帳簿ニ之ヲ登記スヘキノ差アルノ

遠當為之タル抵當、登記以後、買主及賣

相權者、總テニ對スル通知、效ヲ有ス

加二九四六

相當、讓渡、相當、一、方法、テ之、登記

上列得只另，階廩之引筆記之，差

此登記後請酒人玉竹齋二月廿一號

九百八  
林和子  
行江口  
船頭人  
鑿通矢  
安

加二九四九

加二九五〇

第

### 第三節 動產、抵當

登託セレ一六三〇  
除捺當解

讀書記一六二九

一六三二

動産、抵當、只抵當入主の記名セル書類、因  
リテ、ミ之ヲ創設更新又ハ延長スルコトヲ得

一六三三

加ニ九七五

抵當表、一六三四  
出でサルヘカラス

表出力アリタ  
カ表出力アリタ

本節、規定ニ後ヒテ為シタル動産抵當、表出  
ハ後ノ買主及ヒ負担權者、總テニ對シテ通知  
ノ効ヲ有ス  
ヨリテ之ヲ為スコトヲ得

表出方一六三五

リ

法第十六百四十一条ニ規定セし場合、外動産、抵  
當、卓本又ハ賛本ヲ在ノ場所、供託スルコト

決算調査會

一様印證書、區登記局が抵當實行ノ當時、  
當入主ノ住セル町ニアルカ、若シ又抵當入  
主カ本州ニ住セサル場合ニハ抵當財產、  
所住セル町ニ區登記局アレハ其局

二前述、登記局ナキトキハ前述ノ如キ場所  
ニアル區書記局

三前述ノ如キ局、何レモナキトキハ前述、  
如キ町ノ書記局

登記表一六三五  
出でサルヘカラス  
物ナシ有  
效トリ  
開レテ有  
所ニ於テ表出セラルヘキ別々、諸抵當ヲ包含  
スルトキハ其動産抵當ハ造富ニ表出セラレタ  
ルモノニ開レテノミ效カヲ有ス

新出更一六三六  
動産、抵當表出後一ヶ年ヲ経過スレハ

法典調査會

抵當入主、債權者後、善意買主及賣相權者、對し其效ヲ失フ。但期間終了ノ前三十日内、抵當ノ證本及抵當入主ノ主張スル債務ヲ記載シテ之ニ記名セリ。書類ノ新ニ抵當入主ノ住スル町ノ書記局又ハ登記局ニ表出セラルルカ若レ彼ノ本州ニ住セサルトキハ始メニ抵當ノ表ニセラレオリシ局ニ表出セラルカ、又若シ抵當ハ溝渠ノ往來スル小舟、抵當ナル場合ニ於テハ溝渠官廳ノ検査局ニ表出セラルルトキハ此限ニアラス而シテ之レト同一ノ方法ニテ抵當及ヒ債務ノ記載ハ毎年之オ表出セサルヘカラス。然ラサレハ抵當ノ前述ノ人々ニ對シテ其效ヲ失フヘ

官吏ノ一六三九  
義務

一六四。

本条ニ記載セル官吏ハ本筋ノ規定ニ従ヒテ呈出セラル、縦テノ證書、受領シテ之ヲ表出し

其局ノ保管シテ公衆ノ閲覧ニ供スヘシ

全

本章ノ規定ニ従ヒテ證書、表出ヲ受ケル官吏ハ之ヲ受領セし時ト共ニ順序ヨク其番号ヲ證書ニ裏書シテ之ヲ登録スル為メニ備付ケタル帳簿ニ當事者ノ名ヲイロハ順ヒテ記入シ抵當入主ト抵當取主ヲ別行ニ記入シテ其名ニ對スル行ヒ證書ニ裏書セし番号、裏書及ヒ表出ノ日、担保セラルル金額及ヒ其満期ノ時ヲ記入セリ

ヘカテス

溝渠船一五四  
表出ス  
キ場合

本州ノ溝渠ヲ航行スル溝渠船、蒸氣挽船、平底船、其他ノ船舶ハ溝渠官廳ノ検査局ニテ表出セ

表出アリ一五二  
レ場合ニ於ケル候  
査官ニ義勢

サルヘカラス

検査官ハ前条ノ規定ニ從ヒテ表出レ未リシ抵  
當ヲ受領シテ別々ニ番号ヲ附シ受領ノ時ニ裏  
書ニ且大体ヲ特ニ備付ケタル帳簿ニ記入シテ  
此證書ノ後テノ當事者ノ名ヲイロハ順ニ記入  
シ其名ニ對スル所ニ裏書ノ番号ヲ記入セカル  
ヘカラス此記入ハ各當事者ノ下ニ目録ニ於イ  
テイロハ順ニ再書シ且抵當ニ入レシ船ノ名ヲ  
目録トシ此名ニ對スル所ニ抵當ノ番号ヲ記入  
スヘレ

アル語訳一六四三  
ハ捕ハス  
表出セシ謄本ニ詔諥アルモ之カ為ヌニ関係ア  
ル當事者ヲ詔ラシナテ損害ヲ受クルニ至ラレ  
タルカ如キ七十カルヘキ場合ニハ抵當ハ不完  
全ニ表出セラレタルモノト見做カス

官吏解二四四  
官  
場合ニ立場一四五

抵當ノ表出ヲ受クル官吏ノ懈怠ハ抵當取主ノ  
権利ヲ害スルコトヲ得ス

本節ノ規定ニ従ヒテ表出スヘキ證書ノ謄本ハ  
此表出ヲ受クル官吏ニ若クハ其他ニヨリテ證セ  
ラレタルトキハ之ヲ以テ表出ノ推定證據トシ  
表出ハ此證書ノ公ケノ裏書ニ記載セル方法ニ  
於テ為サレタルモノト推定ス  
十六百三十四条以下十六百四十五条ハ船舶ノ  
全部又ハ一部ノ抵當ニ適用セス船舶ノ抵當ハ  
國会ノ条例ニヨリテ他ノ方法ニ於テ表出又ハ  
登録セラルヘキモノトス

本節二四四  
用語  
サル捕當